

エンジョイスポーツ事業 実施要項

1 目 的

競技人口が比較的少なく、民間のスポーツクラブなどで実施されにくい種目について、競技団体等が実施するスポーツ教室等を本会が支援することで、競技人口の拡大を図り、地域のスポーツ振興につなげる。

2 主催・主管

競技団体

3 共 催

公益財団法人京都市スポーツ協会

4 対 象 事 業

(1) スポーツ教室

(2) 普及活動

※情報誌「ダッシュ！」に掲載可能な事業に限る。

5 期 間

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

6 会 場

原則として、京都市内とし、競技団体で決定する。

7 参 加 対 象

原則として、京都市民または京都市内在勤在学者であること。

8 傷 害 保 険

競技団体において、加入すること。

9 助 成 金 額

助成対象経費総合計の 1/2 でかつ 100,000 円を限度額とし、複数の事業申請が可能。
ただし、事業数合算での限度額となる。※対象となる事業は赤字事業に限る。

10 そ の 他

参加費・定員・開催時間等の実施に係る運営事項等は、競技団体が定めるものとする。

エンジョイスポーツ事業 事務処理要領

1 交付申請

(1) 提出期限について

2025 年 5 月 30 日までに交付申請書を提出してください。

(2) 提出書類について

ア 交付申請書（第 1 号様式）

イ 収支予算書（第 2 号様式）

ウ 収支予算<総括表>（第 3 号様式）

※ 複数の事業を申請する場合のみ提出

エ 実施要項又は実施計画書

※ 複数の事業を申請する場合は事業ごとに提出

※ 作成する実施要項等には 共催：（公財）京都市スポーツ協会 と明記してください。

2 助成金の内示

助成金の内示は、交付申請日から 30 日以内に通知します。

3 実施報告

(1) 提出期限について

事業終了後 60 日以内に提出してください。

※ 複数の事業を申請する場合は、事業ごとに提出

※ 年度末実施の場合、2026 年 4 月 15 日までに提出してください。

(2) 提出書類について

ア 実施報告書（第 4 号様式）

イ 収支決算書（第 5 号様式）

ウ 収支決算書<総括表>（第 6 号様式）

※ 複数の事業を申請する場合のみ提出

エ 事業に関する資料（プログラム、参加者名簿 等）

※ 複数の事業を申請する場合は事業ごとに提出。

オ 業者の発行する領収書（写）

※ 諸謝金のみ、個人の発行する領収書を受け付ける。

4 助成金の交付

全申請団体の金額決定後（年度末）、交付します。

※財源が限られているため、交付額が申請額どおりにならないことがあります。